

職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告

平成29年10月

鳥取県人事委員会



平成29年10月5日

鳥取県議会議長 稲田 寿久 様
鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県人事委員会委員長 上田 博久

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に
ついて

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第3のとおり報告しま
す。

ついては、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

ページ

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与の状況	1
2	民間事業所従業員の給与の状況	2
3	国家公務員の給与の状況	4
4	他の都道府県等の職員の給与の状況	5
5	生計費	5
6	その他の事情	6
7	職員の給与に関する勧告に当たっての考え方	6
8	給与に関する制度等の見直し	8

別紙第2 職員の給与に関する勧告

10

別紙第3 人事管理に関する報告

1	仕事と家庭生活の両立支援	42
2	時間外勤務の縮減対策	43
3	労働災害の防止	45
4	職員の健康保持	46
5	良好で働きやすい職場環境の確保	48
6	高齢期の雇用問題	49
7	非常勤職員等の勤務条件	49
8	障がい者の雇用	50
9	能力・実績に基づく人事管理の推進	50

参考資料

- 1 職員給与関係資料
- 2 民間給与関係資料
- 3 生計費関係資料
- 4 労働経済関係資料
- 5 人事院勧告・報告関係資料

別紙第 1

職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第14条第1項に、社会一般の情勢に適応するように随時、適当な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が掲げられている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第24条第2項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与の状況

本年4月1日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受けている職員数は10,042人であった。平均年齢は、昨年と同じ43.6歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の6種9給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年4月における給与の支給状況等は、表1のとおりである。（参考資料第1表から第3表まで）

表1 給与の支給状況等（本年4月）

区 分		全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数		10,042人	3,151人
平 均 年 齢		43.6歳	43.2歳
平 均 経 験 年 数		21.3年	21.2年
平均給与月額	給 料	349,589円	317,150円
	扶 養 手 当	8,817円	8,846円
	地 域 手 当	567円	832円
	住 居 手 当	4,986円	5,788円
	そ の 他 の 手 当	10,739円	9,238円
	合 計	374,698円	341,854円

- (注) 1 給料には、教職調整額を含む。
2 再任用職員は、含まれていない。

2 民間事業所従業員の給与の状況

(1) 民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の225事業所のうち、136事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、91.9%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

県内の民間事業所における給与改定については、表2のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合は38.8%と昨年(35.5%)より増加しており、ベースダウンとした事業所は4年連続でなかった。(参考資料第18表)

表2 給与改定の実施状況の推移

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
ベースアップ実施	18.2%	29.3%	35.6%	35.5%	38.8%
ベースアップ中止	17.5%	16.5%	10.1%	11.4%	10.5%
ベースダウン	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 1 係員における状況である。
2 ベースアップの慣行がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表2-2のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は90.4%と昨年(88.9%)より増加しており、4年連続の増加となっている。(参考資料第19表)

表2-2 定期昇給の実施状況の推移

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
定期昇給実施	74.6%	77.8%	86.1%	88.9%	90.4%
昇給額の増	16.2%	22.5%	23.5%	22.9%	23.4%
昇給額の減	17.6%	6.5%	7.9%	9.9%	12.1%
変化なし	40.9%	48.8%	54.7%	56.1%	54.9%
定期昇給中止	4.2%	2.1%	0.9%	2.6%	1.8%

(注) 1 係員における状況である。
2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

(2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種のもの4月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素（役職段階、年齢及び学歴）を統一させて比較する方式（ラスパイレス方式）により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

なお、比較のための調査対象事業所については、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能なこと、同一企業においては、一般的に、当該企業に勤務する従業員の給与について、当該従業員が勤務する事業所の規模による差を設けていないと考えられることなどから、引き続き国や他の都道府県等と同様、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所を対象とすることが適当である。

イ 公民給与の比較

(ア) 月例給

本年4月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレス方式により比較したところ、表3のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を3,386円(0.98%)上回る結果となった。(参考資料第17表)

表3 月例給の比較

区 分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月 例 給 (平成29年4月分)	347,764円	344,378円	3,386円 (0.98%)

(注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者を、職員は更に県外事務所に勤務する者を除いている。

- 2 職員は、行政職給料表適用者から1に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能で3,035人を対象としているため、職員の月例給の額は、1ページの平均給与月額とは異なる。

(イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表4のとおり所定内給与月額の3.99月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.00月分を0.01月分下回る結果となった。(参考資料第23表)

表4 特別給の比較

区 分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
特 別 給 (平成28年8月～29年7月)	3.99月分	4.00月分	△0.01月分

3 国家公務員の給与の状況

(1) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など11種17俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った平成29年国家公務員給与等実態調査によると、本年4月における給与の支給状況等は、表5のとおりである。

表5 国家公務員の給与の支給状況等

区 分		全 職 員	左のうち行政職俸給表(-)適用職員
職 員 数		253,034人	140,319人
平 均 年 齢		43.2歳	43.6歳
平 均 経 験 年 数		21.6年	21.8年
平均給与月額	俸 給	339,980円	330,531円
	扶 養 手 当	10,900円	10,806円
	俸給の特別調整額	11,748円	12,360円
	地 域 手 当 等	41,586円	42,230円
	住 居 手 当	5,321円	5,748円
	その他の手当	7,434円	9,044円
	合 計	416,969円	410,719円

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額及び差額基本手当を含む。
2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

(2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行政職給料表の適用を受ける職員の昨年4月1日現在の俸給月額・給料月額を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は93.7となっている。

表6 国公ラスパイレス指数

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
国公ラスパイレス指数	101.2 (93.6)	99.1 (91.6)	91.8	91.8	93.7

(注) 平成24年及び平成25年の欄中()内は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の国家公務員給与と比較した参考値である。

(3) 人事院勧告等の内容

人事院においては、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の約57,700の民間事業所のうちから、無作為抽出した約12,400の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。その結果、本年4月に支給された国家公務員の給与は、民間事業所従業員の給与を631円(0.15%)下回っていること、また、特別給の年間支給月数についても国家公務員が民間事業所従業員を0.12月分下回っていることが判明したとして、本年8月8日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員の給与等に関する報告・勧告を行った。

その概要は、別添のとおりである。(参考資料5)

4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況を見ると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年4月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表7のとおりである。(参考資料第28表)

表7 鳥取市の標準生計費(本年4月)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	90,900円	138,900円	152,870円	166,860円	180,880円

6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。(注1)

最近の本県の経済状況をみると、雇用面では、新規求人倍率が下振れるも、有効求人倍率は高水準の推移をしており、所定外労働時間も、全産業・製造業ともに4か月連続の前年同月比プラスが続いている。景気の基調としては、一部に弱さが見られるも、持ち直しの動きにある。(注2)

(注) 1 出典：内閣府 平成29年9月 「月例経済報告」

2 出典：鳥取県地域振興部統計課 平成29年10月 「鳥取県の経済動向」

7 職員の給与に関する勧告に当たっての考え方

(1) 給与改定の考え方

ア 月例給

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきた。この結果、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、全国で最も低い水準となっているところである。

本年の職種別民間給与実態調査によると、2の(2)のイの(ア)のとおり本年4月時点における県職員の給与が民間事業所従業員の給与を3,386円(0.98%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、初任給について民間との間に差があること等を踏まえ、俸給表について初任給を含む若年層を中心に改定することとされている。近年、本県の給与制度については、公務としての類似性などを勘案し、国の制度を基本としていること、本県における初任給の状況は概ね国と同様であることなどから、給料表の改定に当たっては、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当である。

イ 特別給

特別給については、2の(2)のイの(イ)のとおり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給の支給月数とほぼ均衡していることなどを踏まえ、本年は支給月数を据え置くことが適当である。

(2) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うこととし、給料表の水準を平均0.7%引き上げることとする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 管理職手当

給料表の改定状況を勘案して改定を行う。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、国に準じた改定を行う。

(ウ) 扶養手当

国においては、国家公務員の扶養手当について、官民の配偶者に係る手当を巡る状況の変化や少子化対策が国全体で推進されている状況等を踏まえ、本年度から段階的に、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、それによって生じる原資を用いて子に係る手当額を引き上げている。また、多くの都道府県において国に準じた見直しが行われている。

本県においても、扶養手当の制度は国に準じていること等を踏まえ、国に準じて扶養手当の見直しを行っているところであるが、配偶者に係る手当額の引下げによって生じる原資の状況等が国と異なることなどから、子に係る手当額が国や他の都道府県に比べて相当程度低い額になっている。

このため、本年度における子に係る手当額について、国に準じた額となるよう1,300円引上げ8,000円とする。

ウ 実施時期

改定は、平成29年4月1日から実施する。

(3) 扶養手当の見直し

(2)のイの(ウ)の改定を踏まえ、平成30年度以降における子に係る手当額を9,200円とする。

(4) 給与勧告実施の要請

本県職員の給与はほぼ全国最低水準となっているところであるが、このような中であっても、職員の多くは、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励している。

県議会及び知事におかれては、人事委員会制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

8 給与に関する制度等の見直し

通勤手当の見直しについて

ア 特急列車利用に係る通勤手当

本年の2月県議会において、特急列車（以下「特急」という。）を利用して通勤する場合の通勤手当に関し、現行制度では特急利用料金（以下「特急料金」という。）の半額が職員の自己負担となっていることから、職員の負担軽減等のため、民間企業の状況も調査した上で制度を見直すべきではないかとの指摘があった。このため、本委員会では、地方公務員法に定める均衡の原則等を踏まえ、その在り方について検討した。

本県において特急を利用して通勤する場合の往復の特急料金に係る一月あたりの職員の自己負担額は、現時点で、米子・鳥取間及び米子・倉吉間が17,772円、倉吉・鳥取間が11,324円となっている。

本年、県内の従業員数50人以上の民間事業所を対象に、特急料金に係る手当支給の実態について調査したところ、回答があった105事業所のうち特急を利用している従業員がいる事業所は19事業所であった。そのうち特急料金に係る手当を支給している事業所が11事業所、支給していない事業所が8事業所、特急料金の全額を手当として支給している事業所は4事業所であった。

また、本年4月時点の都道府県における特急料金に係る通勤手当制度について調査したところ、本県を含む32の都道府県において国の制度に準じて特急料金の半額を上限としていた。一方で、本年度から特急料金の上限を撤廃あるいは引き上げた県が3県あった。

こうした状況について、国や他の都道府県、県内民間事業所との均衡という観点を踏まえれば、現行制度について直ちに見直しが必要とまでは言えない。

しかし、特急を利用して通勤する職員には相当程度の経済的負担が生じていることから、職員の通勤の実情を踏まえながら、他の職員との均衡、人事管理上の必要性、有為な人材の確保、職員のワークライフバランスの推進などの観点から負担の軽減について検討が求められる。

イ 自動車等利用に係る通勤手当

自動車等の交通用具利用に係る現行の通勤手当の額は、平成7年度に改定されて以来、20年以上経過している。このため、近年の自動車の燃費性能の向上、道路整備の進展、ガソリン価格の動向、職員の通勤の実情など、通勤に係る状況の変化等を踏まえ、現状に適応した手当額となっているか点検し、必要に応じて改定を検討することが求められる。

別表 各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下		10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級		10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			8,000	9,200	9,200	9,200
父母等	行政職給料表 7 級以下		6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級		6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

別紙第2

職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講ずることを勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

(イ) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,700円とすること。

イ 扶養手当

子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第8条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき9,200円とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の改正

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の改正

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額の特例措置

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における子に係る手当の月額については、1の(2)のイ中「9,200円」とあるのは「8,000円」とすること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	143,000	193,300	229,600	262,800	288,900	319,500	363,400	408,900	459,400
	2	144,100	195,100	231,200	264,700	291,100	321,700	366,000	411,300	462,500
	3	145,300	196,900	232,700	266,500	293,400	324,000	368,500	413,800	465,500
	4	146,400	198,700	234,300	268,600	295,500	326,200	371,100	416,200	468,500
	5	147,500	200,300	235,800	270,400	297,500	328,400	373,000	418,200	471,500
	6	148,600	202,100	237,500	272,300	299,800	330,400	375,500	420,500	474,500
	7	149,700	203,900	239,000	274,200	302,100	332,600	377,800	422,600	477,500
	8	150,900	205,700	240,600	276,300	304,300	334,800	380,300	424,800	480,600
	9	152,000	207,400	241,900	278,400	306,300	336,800	382,800	426,800	483,300
	10	153,400	209,200	243,400	280,400	308,600	339,000	385,600	428,900	486,500
	11	154,700	211,000	245,000	282,500	310,800	341,000	388,200	431,000	489,500
	12	156,000	212,800	246,400	284,600	313,100	343,200	390,900	433,100	492,600
	13	157,300	214,200	247,900	286,600	315,200	345,000	393,300	434,800	495,300
	14	158,800	216,000	249,400	288,700	317,300	347,000	395,600	436,600	497,600
	15	160,300	217,800	250,800	290,700	319,600	349,100	397,800	438,600	499,900
	16	161,900	219,600	252,200	292,700	321,700	351,200	400,200	440,600	502,200
	17	163,200	221,300	253,700	294,600	323,700	352,900	402,000	442,500	504,300
	18	164,700	223,000	255,400	296,600	325,700	354,900	404,000	444,300	505,700
	19	166,200	224,600	257,100	298,700	327,700	356,700	405,900	446,100	507,200
	20	167,700	226,200	258,900	300,700	329,700	358,600	407,700	447,800	508,600
	21	169,100	227,700	260,500	302,700	331,500	360,600	409,600	449,600	509,800
	22	171,800	229,400	262,300	304,800	333,600	362,500	411,400	451,100	511,200
	23	174,400	231,000	264,000	306,800	335,600	364,500	413,200	452,600	512,700
	24	177,000	232,600	265,700	308,900	337,700	366,400	415,100	454,100	514,200
	25	179,700	233,800	267,700	310,600	339,100	368,400	416,900	455,500	515,300
	26	181,400	235,300	269,600	312,700	341,000	370,300	418,500	456,800	516,400
	27	183,100	236,700	271,400	314,700	342,900	372,300	420,000	458,100	517,600
	28	184,900	238,000	273,200	316,700	344,800	374,300	421,600	459,300	518,900
	29	186,400	239,300	274,900	318,600	346,500	375,800	423,200	460,300	519,900
	30	188,200	240,500	276,800	320,600	348,400	377,600	424,500	461,000	520,800
	31	190,000	241,500	278,700	322,700	350,300	379,400	425,800	461,800	521,700
	32	191,700	242,700	280,400	324,800	352,200	381,000	427,000	462,500	522,600
	33	193,300	244,000	282,000	326,100	354,100	382,800	428,200	463,200	523,400
	34	194,800	245,200	283,900	328,100	355,900	384,200	429,500	464,000	
	35	196,300	246,400	285,800	330,000	357,700	385,800	430,800	464,700	
	36	197,800	247,700	287,700	332,100	359,400	387,400	432,000	465,300	
	37	199,100	248,600	289,300	334,000	360,800	388,800	433,200	465,800	
	38	200,400	250,000	291,000	335,900	362,100	390,000	434,000	466,400	
	39	201,700	251,500	292,800	337,900	363,500	391,200	434,800	467,000	
	40	203,000	253,000	294,600	339,800	364,900	392,300	435,600	467,600	
	41	204,300	254,400	296,200	341,700	366,200	393,400	436,200	468,100	
	42	205,600	255,800	297,900	343,600	367,100	394,600	436,900		
	43	206,900	257,200	299,400	345,400	368,200	395,800	437,600		
	44	208,200	258,500	301,000	347,300	369,300	396,900	438,300		
	45	209,400	259,700	302,600	348,800	370,100	397,600	439,100		
	46	210,700	261,000	304,300	350,200	371,000	398,300	439,900		
	47	212,000	262,400	305,900	351,800	371,900	399,000	440,300		
	48	213,300	263,700	307,600	353,300	372,800	399,700	441,000		
	49	214,400	264,900	308,600	354,900	373,700	400,300	441,500		
	50	215,500	266,000	310,100	355,700	374,500	400,900	441,900		
	51	216,500	267,300	311,600	356,900	375,300	401,400	442,300		
	52	217,700	268,600	313,200	357,900	376,100	401,800	442,700		
	53	218,800	269,600	314,800	358,800	376,800	402,200	443,100		
	54	219,800	270,700	316,400	359,900	377,500	402,500			
	55	220,700	272,000	318,100	360,800	378,200	402,800			
	56	221,700	273,300	319,600	361,900	378,900	403,100			

57	222,200	274,300	321,100	362,800	379,400	403,400
58	223,100	275,300	322,300	363,500	380,000	403,700
59	223,900	276,200	323,500	364,200	380,600	404,000
60	224,800	277,300	324,700	364,900	381,300	404,300
61	225,500	278,400	325,400	365,300	381,700	404,600
62	226,500	279,400	326,300	365,900	382,400	404,900
63	227,300	280,300	327,100	366,600	383,000	405,200
64	228,200	281,300	327,900	367,300	383,600	405,500
65	228,900	281,900	328,800	367,600	384,000	405,800
66	229,700	282,800	329,200	368,300	384,700	406,100
67	230,600	283,500	329,900	369,000	385,300	406,400
68	231,700	284,500	330,700	369,700	385,900	406,700
69	232,400	285,500	331,500	370,000	386,300	406,900
70	233,100	286,300	332,200	370,600	386,800	407,200
71	233,700	287,100	332,900	371,300	387,300	407,500
72	234,500	287,900	333,600	371,900	387,900	407,800
73	235,300	288,700	334,100	372,200	388,200	408,000
74	236,000	289,200	334,700	372,800	388,600	408,300
75	236,700	289,600	335,200	373,500	389,000	408,600
76	237,300	290,100	335,800	374,100	389,400	408,800
77	238,000	290,200	336,100	374,500	389,700	409,000
78	238,800	290,600	336,600	375,000	390,000	409,300
79	239,600	290,800	337,000	375,600	390,300	409,600
80	240,300	291,200	337,500	376,100	390,600	409,800
81	240,900	291,400	337,900	376,600	390,800	410,000
82	241,600	291,600	338,400	377,200	391,100	
83	242,300	292,000	338,900	377,700	391,400	
84	243,000	292,300	339,400	378,000	391,600	
85	243,600	292,600	339,700	378,400	391,800	
86	244,300	292,900	340,100	378,900	392,100	
87	245,000	293,200	340,600	379,300	392,400	
88	245,700	293,600	341,000	379,700	392,600	
89	246,300	293,900	341,300	380,100	392,800	
90	246,800	294,300	341,700	380,600	393,100	
91	247,100	294,600	342,200	381,000	393,400	
92	247,500	295,000	342,600	381,400	393,600	
93	247,800	295,100	342,800	381,700	393,800	
94		295,300	343,200			
95		295,700	343,700			
96		296,100	344,100			
97		296,300	344,200			
98		296,600	344,700			
99		297,000	345,100			
100		297,400	345,400			
101		297,600	345,700			
102		297,900	346,100			
103		298,300	346,500			
104		298,600	346,900			
105		298,800	347,400			
106		299,100	347,800			
107		299,500	348,200			
108		299,800	348,600			
109		300,000	349,100			
110		300,400	349,500			
111		300,800	349,800			
112		301,100	350,100			
113		301,200	350,600			
114		301,500	351,100			
115		301,800	351,400			
116		302,200	351,700			

	117		302,400	352,200						
	118		302,600							
	119		302,900							
	120		303,200							
	121		303,600							
	122		303,800							
	123		304,100							
	124		304,400							
	125		304,700							
再任用職員		187,900	215,400	255,600	275,000	290,200	315,600	357,500	390,700	441,900

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	166,500	182,200	208,800	249,000	292,700	319,300	347,800	382,400	423,700
	2	168,200	184,100	210,800	250,900	294,700	321,500	350,000	384,700	425,500
	3	170,000	185,900	212,800	252,700	296,800	323,800	352,400	386,700	427,400
	4	171,700	187,700	214,800	254,500	299,100	325,900	354,600	388,800	429,300
	5	173,200	189,600	216,800	256,200	300,900	328,200	356,600	390,500	430,700
	6	175,100	191,900	218,900	258,000	303,100	330,400	358,700	392,500	432,400
	7	176,900	194,200	220,900	259,600	305,200	332,700	360,900	394,300	434,000
	8	178,800	196,500	222,800	261,300	307,400	334,900	363,100	396,100	435,500
	9	180,500	198,700	224,900	262,600	309,400	336,700	364,900	397,900	437,100
	10	182,200	201,300	226,700	264,200	311,600	339,000	367,100	399,900	438,800
	11	184,000	203,800	228,500	265,500	313,900	341,200	369,100	401,900	440,400
	12	185,700	206,300	230,300	266,800	316,000	343,500	371,300	404,000	442,000
	13	187,600	208,600	232,200	268,400	318,200	345,500	373,200	405,700	443,100
	14	189,700	210,400	234,100	269,800	320,500	347,600	375,300	407,800	444,700
	15	191,800	212,200	236,000	270,900	322,700	349,800	377,400	409,800	446,500
	16	193,900	214,000	237,900	272,200	324,900	352,000	379,500	411,900	448,300
	17	196,100	215,900	239,500	273,100	326,700	354,100	381,100	413,600	449,900
	18	198,500	217,900	241,300	274,500	329,000	356,100	383,100	415,300	451,800
	19	200,900	219,800	243,100	275,900	331,100	358,100	385,100	417,000	453,600
	20	203,300	221,600	244,900	277,300	333,400	360,200	387,100	418,700	455,300
	21	205,800	223,300	246,500	278,600	335,400	362,000	388,900	420,400	456,900
	22	207,600	225,100	247,900	280,000	337,400	364,000	391,000	422,000	458,600
	23	209,400	226,900	249,100	281,300	339,500	365,900	393,100	423,400	460,200
	24	211,200	228,700	250,400	282,800	341,500	368,000	395,100	424,900	462,000
	25	213,100	230,400	251,800	284,000	343,400	369,700	396,800	426,200	463,500
	26	214,900	232,100	253,100	286,000	345,500	371,700	398,800	427,600	464,900
	27	216,700	233,800	254,400	288,000	347,400	373,700	400,900	429,100	466,400
	28	218,500	235,500	255,600	290,000	349,400	375,700	403,000	430,700	467,700
	29	220,400	236,900	256,800	291,900	351,400	377,600	404,500	432,000	468,900
	30	222,200	238,700	257,900	293,900	353,500	379,700	406,300	433,700	469,600
	31	224,000	240,500	259,200	295,700	355,400	381,800	408,000	435,400	470,300
	32	225,800	242,300	260,300	297,600	357,500	383,800	409,700	437,000	471,000
	33	227,500	243,700	260,900	299,400	359,000	385,800	411,400	438,400	471,500
	34	229,200	245,200	262,100	301,200	361,000	387,900	412,900	440,100	472,300
	35	230,900	246,500	263,200	303,100	362,900	390,000	414,500	441,800	473,000
	36	232,600	247,900	264,400	304,900	365,000	391,900	416,000	443,400	473,600
	37	234,000	249,200	265,300	306,700	366,900	393,600	417,300	444,800	473,900
	38	235,800	250,500	266,500	308,600	369,000	395,100	418,900	445,500	
	39	237,600	251,800	267,500	310,500	371,000	396,400	420,400	446,200	
	40	239,400	253,000	268,500	312,200	373,000	397,800	421,900	446,900	
	41	240,800	254,200	269,700	314,000	375,000	399,000	423,400	447,300	
	42	242,200	255,400	271,100	315,800	377,100	400,100	424,700	447,900	
	43	243,500	256,500	272,400	317,800	379,200	401,100	426,000	448,600	
	44	244,700	257,600	273,600	319,700	381,200	402,100	427,200	449,200	
	45	246,000	258,400	274,700	321,400	382,900	403,300	428,200	450,000	
	46	247,100	259,500	276,200	323,300	384,700	404,500	428,900	450,700	
	47	248,100	260,600	277,700	325,200	386,300	405,600	429,700	451,200	
	48	249,000	261,800	279,300	327,000	388,000	406,800	430,500	451,800	
	49	249,900	262,700	281,100	328,500	389,400	408,100	431,000	452,300	
	50	251,100	263,900	282,800	330,100	390,400	408,900	431,400	452,600	
	51	252,300	264,900	284,600	331,500	391,400	409,700	431,800	452,900	
	52	253,400	266,000	286,100	333,200	392,400	410,400	432,100	453,300	
	53	254,100	267,200	287,600	334,700	393,700	410,900	432,400	453,700	
	54	255,300	268,200	289,400	336,400	394,800	411,600	432,800	453,900	
	55	256,200	269,600	291,100	338,100	395,900	412,300	433,100	454,200	
	56	257,400	270,800	292,800	339,900	397,100	412,900	433,400	454,400	

57	258,400	271,800	294,300	340,900	398,400	413,600	433,700	454,800
58	259,400	273,400	296,000	342,600	399,200	414,000	434,000	
59	260,200	274,800	297,800	344,200	400,000	414,600	434,300	
60	261,200	276,400	299,600	345,800	400,700	415,200	434,600	
61	262,300	278,000	301,000	347,400	401,200	415,600	434,900	
62	263,300	279,600	302,800	349,100	401,900	416,200	435,200	
63	264,400	281,200	304,600	350,800	402,600	416,700	435,500	
64	265,300	282,700	306,300	352,600	403,300	417,200	435,800	
65	266,400	284,100	307,700	354,200	403,600	417,700	436,100	
66	267,600	285,600	309,400	355,800	404,300	418,400	436,400	
67	268,800	287,100	310,800	357,400	405,000	418,800	436,700	
68	270,100	288,500	312,500	359,000	405,600	419,300	437,000	
69	271,300	290,100	313,900	360,200	406,000	419,700	437,200	
70	272,700	291,600	315,300	361,600	406,500	420,000	437,500	
71	274,100	293,200	316,700	362,900	407,100	420,300	437,800	
72	275,400	294,800	318,300	364,300	407,600	420,600	438,100	
73	276,600	296,000	319,100	365,500	408,100	420,900	438,300	
74	278,000	297,400	320,700	366,700	408,500	421,200	438,600	
75	279,400	298,900	322,200	368,000	409,000	421,500	438,900	
76	280,600	300,400	323,900	369,300	409,500	421,800	439,200	
77	281,800	301,400	325,700	370,600	410,000	422,000	439,400	
78	283,000	302,900	327,400	371,800	410,500	422,300	439,700	
79	284,300	304,100	329,000	373,000	411,100	422,600	440,000	
80	285,300	305,600	330,600	374,200	411,600	422,900	440,300	
81	286,400	306,900	332,300	375,400	412,000	423,100	440,500	
82	287,600	308,300	334,000	376,600	412,600	423,400		
83	288,900	309,500	335,600	377,700	413,100	423,700		
84	290,200	310,900	337,300	378,900	413,300	423,900		
85	291,400	311,900	338,700	380,000	413,600	424,100		
86	292,600	313,400	340,200	380,600		424,400		
87	293,500	314,700	341,700	381,100		424,700		
88	294,700	316,200	343,200	381,700		424,900		
89	295,700	317,800	344,500	382,300		425,100		
90	296,900	319,300	345,700	382,900		425,400		
91	298,000	320,700	347,000	383,500		425,700		
92	299,200	322,200	348,300	384,100		425,900		
93	299,800	323,500	349,700	384,400		426,100		
94	301,100	324,800	351,300	385,000				
95	302,200	326,200	352,800	385,600				
96	303,500	327,500	354,300	386,100				
97	304,600	328,700	355,600	386,500				
98	305,800	330,000	356,800	386,900				
99	307,000	331,300	357,900	387,500				
100	308,200	332,600	359,100	388,000				
101	309,400	334,000	360,200	388,400				
102	310,400	334,900	361,300	388,900				
103	311,500	336,000	362,400	389,500				
104	312,500	337,200	363,600	390,000				
105	313,300	338,300	364,800	390,300				
106	313,900	339,400	365,300	390,700				
107	314,500	340,400	365,900	391,200				
108	315,200	341,500	366,500	391,500				
109	315,700	342,700	367,100	391,800				
110	316,200	343,700	367,600	392,300				
111	316,700	344,700	368,100	392,800				
112	317,300	345,600	368,600	393,300				
113	318,200	346,500	369,000	393,600				
114	318,900	347,400	369,400	394,100				
115	319,600	348,400	370,000	394,600				
116	320,300	349,400	370,500	395,100				

117	320,900	350,400	370,900	395,400					
118	321,700	350,900	371,400	395,900					
119	322,400	351,600	372,000	396,400					
120	323,200	352,200	372,500	396,900					
121	323,800	352,500	372,600	397,300					
122	324,100	352,900	373,200	397,800					
123	324,600	353,400	373,700	398,200					
124	325,100	353,800	374,100	398,700					
125	325,400	354,200	374,600	399,100					
126		354,600	375,100						
127		355,100	375,600						
128		355,500	376,100						
129		355,900	376,400						
130		356,300	376,900						
131		356,700	377,400						
132		357,100	377,900						
133		357,300	378,200						
134		357,800	378,700						
135		358,200	379,100						
136		358,500	379,500						
137		358,800	379,800						
138		359,200	380,300						
139		359,700	380,800						
140		360,200	381,300						
141		360,500	381,600						
142		361,000	382,100						
143		361,500	382,600						
144		362,000	383,100						
145		362,300	383,400						
再任用職員	241,800	253,600	257,700	289,100	305,600	319,800	343,400	378,600	410,300

備考

この表は、警察官に適用する。

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	156,800	201,200	261,900	330,200	417,700
	2	158,300	202,900	264,400	332,400	419,600
	3	159,800	204,600	266,700	334,700	421,400
	4	161,300	206,300	269,000	336,800	423,100
	5	163,000	208,100	271,600	339,100	424,600
	6	164,900	209,800	274,000	341,300	426,100
	7	166,700	211,500	276,200	343,600	428,000
	8	168,500	213,100	278,400	345,900	429,900
	9	170,300	214,900	280,700	347,700	431,700
	10	172,400	216,800	283,000	349,800	433,500
	11	174,400	218,800	285,500	352,000	435,400
	12	176,400	220,700	287,700	354,100	437,200
	13	178,400	222,400	290,100	356,200	438,900
	14	180,600	224,400	292,200	358,200	440,800
	15	182,800	226,400	294,100	360,200	442,600
	16	185,100	228,400	296,100	362,200	444,500
	17	187,400	230,300	298,200	364,000	446,200
	18	190,000	233,000	300,700	365,900	448,000
	19	192,500	235,700	303,200	367,700	449,800
	20	195,000	238,400	305,900	369,700	451,700
	21	197,500	241,000	308,200	371,300	453,300
	22	199,200	243,800	310,800	373,200	455,000
	23	200,900	246,400	313,100	375,100	456,900
	24	202,600	249,100	315,800	377,000	458,600
	25	204,100	251,700	318,500	378,300	460,300
	26	205,800	254,200	320,800	380,100	461,900
	27	207,500	256,700	323,200	381,900	463,500
	28	209,100	259,000	325,400	383,800	465,000
	29	210,600	261,700	327,700	385,800	466,500
	30	212,300	264,100	329,700	387,700	467,800
	31	214,000	266,300	331,900	389,600	469,100
	32	215,700	268,500	334,100	391,600	470,400
	33	217,400	270,600	336,000	393,300	471,600
	34	219,200	272,800	338,100	395,000	472,300
	35	221,000	275,000	340,200	396,600	473,000
	36	222,800	277,000	342,300	398,400	473,700
	37	224,400	279,300	344,400	399,600	474,300
	38	226,200	281,300	346,500	401,100	475,000
	39	228,000	283,200	348,700	402,500	475,700
	40	229,800	285,300	350,800	403,900	476,400
	41	231,500	287,100	352,900	405,600	477,000
	42	233,200	289,500	355,000	407,000	477,700
	43	234,800	291,800	356,900	408,300	478,400
	44	236,400	294,300	359,000	409,800	479,100

45	237,900	296,400	360,800	411,400	479,700
46	239,300	298,900	362,800	412,700	480,400
47	240,600	301,200	364,800	414,200	481,100
48	241,800	303,900	366,800	415,800	481,800
49	243,300	306,300	368,400	417,500	482,400
50	244,800	308,700	370,200	419,000	
51	246,000	311,200	372,100	420,600	
52	247,500	313,500	374,100	422,100	
53	248,700	315,800	376,000	423,800	
54	249,900	318,100	377,800	425,300	
55	251,400	320,200	379,600	426,900	
56	252,500	322,400	381,300	428,500	
57	253,800	324,500	382,800	430,000	
58	254,900	326,600	384,400	431,500	
59	256,000	328,700	386,200	432,700	
60	257,200	330,700	387,900	433,900	
61	258,500	332,800	389,100	435,100	
62	259,800	334,900	390,500	436,400	
63	261,200	337,100	391,900	437,700	
64	262,300	339,300	393,200	438,900	
65	263,600	341,100	394,600	440,100	
66	265,100	343,300	395,800	441,300	
67	266,600	345,300	397,200	442,500	
68	268,300	347,500	398,600	443,700	
69	269,800	349,300	399,900	444,900	
70	271,200	351,300	401,200	446,100	
71	272,600	353,400	402,600	447,300	
72	274,000	355,400	403,900	448,500	
73	275,100	357,000	405,200	449,600	
74	276,500	358,900	406,600	450,200	
75	277,900	360,700	408,000	450,700	
76	279,100	362,600	409,300	451,200	
77	280,400	364,500	410,500	451,800	
78	281,600	366,200	411,700	452,400	
79	282,800	367,900	413,000	452,900	
80	284,000	369,500	414,400	453,400	
81	285,200	371,000	415,700	453,900	
82	286,400	372,500	416,900	454,500	
83	287,600	374,000	418,000	455,000	
84	288,800	375,400	419,200	455,500	
85	289,900	376,500	420,400	456,000	
86	291,000	377,900	421,600	456,600	
87	292,000	379,300	422,800	457,100	
88	293,200	380,600	423,800	457,600	
89	294,300	381,900	424,900	458,100	
90	295,400	383,200	425,900		
91	296,600	384,400	426,900		
92	297,800	385,800	427,900		

93	298,400	387,100	428,800
94	299,400	388,200	429,600
95	300,500	389,500	430,400
96	301,700	390,700	431,200
97	302,700	392,100	432,000
98	303,800	393,100	432,400
99	304,800	394,200	432,800
100	305,900	395,200	433,200
101	306,800	396,100	433,600
102	307,900	397,100	433,900
103	309,000	398,200	434,200
104	310,000	399,300	434,500
105	310,600	400,000	434,800
106	311,500	400,900	435,100
107	312,300	401,800	435,400
108	313,100	402,700	435,600
109	314,000	403,500	435,800
110	314,400	404,400	
111	314,800	405,200	
112	315,300	406,000	
113	315,900	406,600	
114	316,300	407,300	
115	316,800	408,000	
116	317,300	408,700	
117	318,000	409,300	
118	318,500	409,800	
119	318,900	410,200	
120	319,400	410,600	
121	319,900	411,000	
122	320,300	411,300	
123	320,800	411,600	
124	321,300	411,800	
125	321,900	412,000	
126	322,200	412,300	
127	322,500	412,600	
128	322,800	412,800	
129	323,000	413,000	
130	323,300	413,300	
131	323,600	413,600	
132	323,900	413,800	
133	324,100	414,000	
134	324,300	414,300	
135	324,500	414,600	
136	324,800	414,800	
137	325,100	415,000	
138	325,300		
139	325,600		
140	325,900		

	141	326,100				
	142	326,300				
	143	326,600				
	144	326,800				
	145	327,100				
	146	327,300				
	147	327,600				
	148	327,900				
	149	328,100				
	150	328,300				
	151	328,600				
	152	328,900				
	153	329,100				
再任用職員		234,300	274,700	303,500	331,700	416,000

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	156,800	172,700	261,900	291,000	407,500
	2	158,300	174,800	264,400	293,600	409,000
	3	159,800	176,900	266,700	296,500	410,500
	4	161,300	179,100	269,000	299,000	412,000
	5	163,000	181,100	271,600	301,500	413,400
	6	164,900	183,300	274,000	303,900	414,800
	7	166,700	185,600	276,200	306,200	416,300
	8	168,500	187,800	278,400	308,600	418,000
	9	170,300	190,100	280,700	311,000	419,400
	10	172,400	192,900	283,000	313,600	420,800
	11	174,400	195,600	285,500	316,300	422,200
	12	176,400	198,300	287,700	319,300	423,500
	13	178,400	201,200	290,100	321,800	424,800
	14	180,600	202,900	292,200	323,800	426,200
	15	182,800	204,600	294,100	325,800	427,600
	16	185,100	206,300	296,100	328,100	429,000
	17	187,400	208,100	298,200	330,200	430,200
	18	190,000	209,800	300,700	332,400	431,500
	19	192,500	211,500	303,200	334,700	432,700
	20	195,000	213,100	305,900	336,800	434,000
	21	197,500	214,900	308,200	339,100	435,100
	22	199,200	216,800	310,800	341,300	436,300
	23	200,900	218,800	313,100	343,600	437,600
	24	202,600	220,700	315,800	345,900	438,900
	25	204,100	222,400	318,500	347,700	440,200
	26	205,700	224,400	320,800	349,500	441,400
	27	207,300	226,400	323,200	351,500	442,400
	28	208,800	228,400	325,400	353,400	443,500
	29	210,500	230,300	327,700	355,200	444,700
	30	212,200	233,000	329,700	357,000	445,500
	31	213,900	235,700	331,900	358,700	446,300
	32	215,600	238,400	334,100	360,600	447,200
	33	217,100	241,000	336,000	362,100	448,100
	34	218,900	243,800	338,100	363,800	448,600
	35	220,600	246,400	340,200	365,300	449,100
	36	222,300	249,100	342,200	367,100	449,600
	37	223,800	251,700	344,200	369,000	450,100
	38	225,500	254,200	346,100	370,500	450,600
	39	227,200	256,700	348,100	371,900	451,100
	40	228,900	259,000	350,000	373,500	451,700
	41	230,500	261,700	351,800	374,600	452,200
	42	232,200	264,100	353,600	376,000	452,700
	43	233,800	266,300	355,200	377,400	453,200
44	235,400	268,500	356,900	378,900	453,700	

45	237,100	270,600	358,700	380,400	454,200
46	238,600	272,800	360,400	382,000	454,700
47	239,900	275,000	361,800	383,600	455,200
48	241,300	277,000	363,400	385,200	455,800
49	242,700	279,300	364,600	386,600	456,200
50	244,100	281,300	366,100	388,100	
51	245,600	283,200	367,700	389,600	
52	246,800	285,300	369,300	391,000	
53	247,900	287,100	370,800	392,200	
54	249,300	289,500	372,300	393,500	
55	250,500	291,800	373,800	394,600	
56	251,800	294,300	375,300	395,700	
57	253,000	296,400	376,800	397,100	
58	254,200	298,900	378,200	398,300	
59	255,300	301,200	379,600	399,500	
60	256,500	303,900	380,900	400,800	
61	257,900	306,300	381,800	402,000	
62	259,100	308,700	383,000	403,000	
63	260,300	311,200	384,200	404,400	
64	261,200	313,500	385,400	405,700	
65	262,200	315,800	386,300	406,900	
66	263,600	318,100	387,500	408,000	
67	265,000	320,200	388,500	409,200	
68	266,500	322,400	389,600	410,300	
69	268,100	324,500	390,800	411,300	
70	269,600	326,600	391,800	412,500	
71	271,100	328,800	392,900	413,700	
72	272,500	330,800	394,100	414,900	
73	273,500	332,900	395,100	415,500	
74	274,700	335,000	396,200	416,300	
75	276,000	337,200	397,300	417,000	
76	277,200	339,400	398,400	417,500	
77	278,500	341,100	399,300	417,800	
78	279,600	343,000	400,200	418,300	
79	280,800	344,700	401,200	418,700	
80	282,000	346,500	402,200	419,100	
81	283,200	348,300	403,000	419,400	
82	284,100	350,100	403,800	419,800	
83	285,400	351,700	404,500	420,200	
84	286,600	353,500	405,300	420,500	
85	287,600	354,700	406,000	420,800	
86	288,500	356,300	406,800	421,200	
87	289,200	357,800	407,500	421,600	
88	290,200	359,300	408,200	421,900	
89	291,200	360,700	408,800	422,200	
90	292,100	362,000	409,500	422,500	
91	293,000	363,400	410,000	422,800	
92	293,900	364,800	410,700	423,000	

93	294,200	366,300	411,100	423,200
94	294,900	367,600	411,500	423,500
95	295,600	368,900	411,800	423,800
96	296,400	370,100	412,100	424,000
97	297,200	371,100	412,400	424,200
98	298,000	372,100	412,700	424,500
99	298,800	373,100	413,000	424,800
100	299,500	374,100	413,200	425,000
101	300,400	375,000	413,400	425,200
102	300,900	376,000	413,700	425,500
103	301,400	377,000	414,000	425,800
104	301,900	378,000	414,200	426,000
105	302,100	378,800	414,400	426,200
106	302,500	379,700	414,700	
107	302,800	380,600	415,000	
108	303,000	381,600	415,200	
109	303,200	382,400	415,400	
110	303,400	383,400		
111	303,700	384,400		
112	304,000	385,500		
113	304,200	386,100		
114	304,400	387,000		
115	304,600	387,900		
116	304,900	388,800		
117	305,200	389,600		
118	305,500	390,300		
119	305,800	391,100		
120	306,100	391,900		
121	306,200	392,500		
122	306,400	393,300		
123	306,700	394,000		
124	307,000	394,700		
125	307,200	395,300		
126		396,000		
127		396,500		
128		397,100		
129		397,800		
130		398,400		
131		398,900		
132		399,400		
133		399,700		
134		400,000		
135		400,300		
136		400,600		
137		400,900		
138		401,200		
139		401,500		
140		401,800		

	141		402,100			
	142		402,400			
	143		402,700			
	144		403,000			
	145		403,200			
	146		403,500			
	147		403,800			
	148		404,000			
	149		404,200			
再任用職員		225,500	271,500	298,600	325,000	406,000

備考

- 1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	143,200	193,100	279,900	331,500	389,400
	2	144,300	195,700	282,300	333,700	392,300
	3	145,500	198,100	284,800	335,900	395,000
	4	146,600	200,500	287,200	337,900	397,800
	5	147,700	203,000	289,500	339,800	399,900
	6	149,000	205,300	291,700	341,900	402,600
	7	150,300	207,600	293,700	344,000	405,300
	8	151,700	209,800	295,700	346,000	408,000
	9	152,800	211,900	297,800	347,800	410,600
	10	154,500	214,200	300,400	349,800	413,200
	11	156,100	216,700	303,000	352,000	415,900
	12	157,700	219,100	305,800	353,900	418,800
	13	159,200	221,300	308,000	355,900	421,400
	14	161,100	223,700	310,600	357,800	424,100
	15	163,000	226,100	313,100	359,600	426,900
	16	165,000	228,500	315,900	361,500	429,600
	17	166,800	230,800	318,600	363,400	432,100
	18	169,000	233,600	320,800	365,300	434,700
	19	171,200	236,500	323,000	367,000	437,200
	20	173,300	239,400	325,100	369,000	439,800
	21	175,500	241,900	327,400	370,500	442,300
	22	177,900	244,600	329,400	372,500	444,900
	23	180,200	247,100	331,400	374,300	447,500
	24	182,500	249,800	333,400	376,200	450,000
	25	184,700	252,600	335,400	377,600	452,300
	26	186,900	255,000	337,300	379,300	454,600
	27	189,000	257,300	339,100	381,200	457,100
	28	191,100	259,500	340,900	383,100	459,600
	29	193,200	262,200	342,800	385,000	462,100
	30	194,900	264,400	344,500	386,900	464,600
	31	196,700	266,300	346,000	388,800	467,100
	32	198,400	268,400	347,700	390,700	469,600
	33	200,200	270,200	349,100	392,300	471,900
	34	202,100	272,200	350,500	394,100	474,300
	35	204,000	274,300	351,900	395,700	476,700
	36	205,900	276,200	353,400	397,500	479,200
	37	207,600	278,100	354,600	398,700	481,600
	38	209,500	279,600	356,000	400,200	484,100
	39	211,400	280,800	357,300	401,600	486,600
	40	213,300	282,300	358,700	403,000	489,100
	41	215,200	283,700	359,400	404,400	491,400
	42	217,100	284,800	360,500	405,700	493,600
	43	219,100	285,800	361,700	407,200	495,800
	44	221,000	286,800	362,800	408,800	498,000

45	222,700	287,500	364,000	410,200	499,700
46	224,600	288,700	366,500	411,400	501,200
47	226,400	289,900	368,700	413,000	502,800
48	228,200	291,100	371,300	414,600	504,300
49	229,900	292,500	373,300	415,900	506,000
50	231,700	294,900	374,300	417,300	507,400
51	233,400	297,200	375,200	418,900	508,800
52	235,100	299,700	376,200	420,300	510,300
53	236,600	301,800	377,000	421,700	511,400
54	238,400	304,100	378,500	423,100	512,600
55	240,100	306,100	379,800	424,500	513,800
56	241,700	308,300	381,400	425,900	515,000
57	243,000	310,300	382,300	427,000	515,900
58	244,200	312,300	382,900	428,300	516,900
59	245,200	314,300	383,700	429,700	517,900
60	246,300	316,400	384,600	431,000	519,000
61	247,400	318,200	385,400	431,800	520,100
62	248,500	320,300	386,000	432,700	521,000
63	249,400	322,500	386,700	433,700	521,700
64	250,500	324,400	387,400	434,600	522,400
65	251,800	326,400	388,100	435,500	523,200
66	252,900	328,700	388,800	436,300	
67	254,000	330,200	389,400	436,900	
68	254,900	330,700	390,000	437,700	
69	255,800	331,000	390,700	438,100	
70	257,200	331,500	391,400	438,700	
71	258,700	332,000	392,000	439,200	
72	260,100	332,500	392,600	439,700	
73	261,500	332,800	393,200	440,200	
74	262,900	333,200	393,800	440,800	
75	264,300	333,700	394,400	441,300	
76	265,400	334,200	395,000	441,800	
77	266,500	334,700	395,600	442,300	
78	267,700	335,200	396,100	442,900	
79	269,000	335,700	396,600	443,400	
80	270,100	336,200	397,100	443,900	
81	271,400	336,700	397,800	444,400	
82	272,700	337,200	398,200		
83	274,000	337,700	398,700		
84	275,200	338,200	399,300		
85	276,300	338,700	400,000		
86	277,400	339,100	400,300		
87	278,700	339,600	400,800		
88	279,900	340,000	401,400		
89	280,800	340,500	402,100		
90	282,000	340,900	402,400		
91	283,000	341,400	402,900		
92	284,300	341,800	403,500		

93	285,200	342,300	404,200
94	286,200	342,700	404,500
95	287,200	343,200	404,700
96	288,200	343,600	405,000
97	288,600	344,100	405,400
98	289,500	344,500	405,700
99	290,200	344,900	405,800
100	291,100	345,300	406,000
101	292,000	345,700	406,300
102	292,700	345,900	
103	293,400	346,100	
104	294,100	346,300	
105	294,800	346,500	
106	295,300	346,700	
107	295,800	346,900	
108	296,300	347,100	
109	296,500	347,300	
110	296,900	347,500	
111	297,200	347,700	
112	297,500	347,900	
113	297,800	348,100	
114	298,100	348,300	
115	298,400	348,500	
116	298,700	348,700	
117	299,000	348,900	
118	299,400	349,100	
119	299,700	349,300	
120	300,100	349,500	
121	300,400	349,700	
122	300,600		
123	300,800		
124	301,000		
125	301,100		
126	301,300		
127	301,500		
128	301,700		
129	301,800		
130	302,000		
131	302,200		
132	302,400		
133	302,500		
134	302,700		
135	302,900		
136	303,100		
137	303,200		
138	303,400		
139	303,600		
140	303,800		

	141	303,900				
	142	304,100				
	143	304,300				
	144	304,500				
	145	304,600				
	146	304,800				
	147	305,000				
	148	305,200				
	149	305,300				
	150	305,500				
	151	305,700				
	152	305,900				
再任用職員		217,800	259,100	283,900	326,500	385,200

備考

この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	247,100	332,800	397,900	472,500
	2	249,600	335,800	400,800	474,800
	3	252,200	338,700	403,700	477,000
	4	254,700	341,700	406,500	479,300
	5	257,000	344,400	409,200	481,600
	6	260,800	347,700	411,900	483,800
	7	264,600	350,800	414,700	486,100
	8	268,400	354,000	417,400	488,300
	9	272,000	356,800	419,900	490,300
	10	276,000	359,700	422,600	492,400
	11	280,000	362,800	425,200	494,500
	12	284,000	366,000	427,900	496,600
	13	287,900	369,000	430,300	498,700
	14	291,900	372,600	432,800	500,800
	15	295,800	375,800	435,200	502,900
	16	299,700	379,500	437,700	505,000
	17	303,500	383,100	439,800	507,100
	18	307,100	385,900	442,200	509,100
	19	310,600	388,700	444,500	511,100
	20	314,200	391,400	446,900	513,100
	21	317,900	394,300	448,500	514,900
	22	321,600	396,900	450,900	516,700
	23	325,100	399,500	453,400	518,700
	24	328,600	401,900	455,700	520,600
	25	332,100	404,100	457,700	522,300
	26	334,900	406,400	460,000	524,100
	27	337,500	408,600	462,200	525,900
	28	340,100	410,900	464,500	527,700
	29	342,900	413,200	466,700	529,400
	30	345,000	415,300	469,000	531,200
	31	347,200	417,300	471,300	533,000
	32	349,600	419,500	473,500	534,800
	33	352,000	421,500	475,500	536,400
	34	354,400	423,400	477,600	538,200
	35	356,600	425,200	479,700	539,900
	36	359,100	427,200	481,800	541,700
	37	361,500	429,100	483,900	543,300
	38	363,900	431,100	485,800	544,900
	39	366,300	433,100	487,600	546,300
	40	368,500	435,100	489,400	547,900
	41	370,800	436,900	491,100	549,400
	42	372,200	438,700	492,900	550,800
	43	373,700	440,400	494,700	552,300
	44	375,100	442,200	496,500	553,600

45	376,400	444,100	498,100	554,800
46	377,800	445,900	499,800	555,800
47	379,300	447,700	501,600	556,800
48	380,800	449,400	503,400	557,800
49	382,000	451,200	505,000	558,800
50	383,000	453,000	506,300	559,700
51	384,000	454,800	507,600	560,600
52	385,000	456,600	508,900	561,500
53	385,900	458,500	510,000	562,300
54	386,800	459,700	511,300	
55	387,500	460,900	512,600	
56	388,400	462,100	513,900	
57	389,200	463,300	514,900	
58	390,100	464,300	515,700	
59	390,900	465,300	516,500	
60	391,700	466,300	517,300	
61	392,300	467,100	518,300	
62	392,800	467,800	519,100	
63	393,200	468,500	520,000	
64	393,700	469,200	520,800	
65	394,000	469,900	521,700	
66		470,600	522,600	
67		471,300	523,300	
68		472,000	524,200	
69		472,300	525,100	
70		473,000	525,900	
71		473,700	526,800	
72		474,400	527,700	
73		474,800	528,500	
74		475,400	529,400	
75		476,100	530,300	
76		476,800	531,000	
77		477,200	531,800	
78		477,800	532,700	
79		478,400	533,600	
80		478,900	534,500	
81		479,500	535,300	
82		480,000		
83		480,500		
84		481,000		
85		481,400		
再任用職員	296,700	339,200	393,800	467,000

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	147,900	186,000	221,600	247,700	279,800	327,300	371,800
	2	149,300	187,600	223,200	249,000	281,800	329,300	374,500
	3	150,800	189,200	224,800	250,200	284,000	331,500	377,100
	4	152,200	190,800	226,400	251,700	286,200	333,700	379,800
	5	153,400	192,300	227,800	252,900	288,400	335,600	382,200
	6	155,200	193,900	229,400	254,100	290,500	337,800	385,000
	7	156,900	195,500	230,900	255,300	292,600	339,800	387,600
	8	158,600	197,000	232,500	256,400	294,700	342,000	390,300
	9	160,300	198,600	233,700	257,700	296,700	343,800	392,400
	10	162,000	200,300	235,200	258,700	298,900	345,900	394,700
	11	163,700	201,900	236,600	259,700	301,000	348,100	396,900
	12	165,500	203,600	237,800	260,700	303,200	350,200	399,100
	13	167,000	205,200	239,500	262,000	305,300	351,800	401,200
	14	168,900	206,800	240,900	263,500	307,200	353,800	403,200
	15	170,900	208,400	242,100	265,100	309,300	355,700	405,200
	16	172,800	210,000	243,500	266,500	311,300	357,700	407,300
	17	174,700	211,500	244,500	268,000	313,400	359,600	409,100
	18	176,600	213,100	245,700	269,800	315,400	361,600	411,100
	19	178,400	214,800	246,900	271,600	317,500	363,600	413,000
	20	180,300	216,500	248,100	273,400	319,700	365,600	415,100
	21	182,200	217,900	249,500	275,200	321,500	367,400	416,900
	22	183,700	219,400	250,500	277,000	323,500	369,400	418,600
	23	185,300	220,800	251,600	278,800	325,300	371,500	420,200
	24	186,800	222,300	252,700	280,500	327,300	373,600	421,700
	25	188,400	223,700	253,900	282,300	329,100	375,000	423,200
	26	189,900	225,100	255,300	284,300	331,000	376,800	424,500
	27	191,400	226,400	256,700	286,200	333,000	378,600	425,800
	28	192,800	227,700	258,200	288,000	335,000	380,300	427,100
	29	194,300	229,100	259,600	289,900	336,400	382,100	428,400
	30	195,600	230,500	261,300	291,700	338,200	383,600	429,600
	31	196,900	232,000	263,000	293,500	339,900	385,300	430,800
	32	198,200	233,400	264,600	295,400	341,700	387,000	431,900
	33	199,600	234,600	266,100	297,100	343,400	388,300	433,100
	34	201,000	235,900	267,900	298,800	345,200	389,600	434,300
	35	202,400	236,900	269,600	300,600	347,100	390,900	435,500
	36	203,800	238,200	271,300	302,400	348,900	392,100	436,700
	37	204,900	239,600	272,800	303,800	350,700	393,200	438,000
	38	206,200	240,900	274,500	305,500	352,500	394,400	438,800
	39	207,500	242,000	276,200	307,000	354,100	395,500	439,200
	40	208,800	243,300	277,800	308,600	355,800	396,600	439,900
	41	210,000	244,600	279,400	310,300	357,000	397,400	440,400
	42	211,200	245,800	281,000	312,000	358,100	398,200	440,800
	43	212,400	247,000	282,700	313,600	359,300	399,000	441,200
	44	213,600	248,100	284,500	315,300	360,500	399,800	441,600

45	214,800	249,200	286,000	316,300	361,700	400,200	442,000
46	215,900	250,600	287,700	317,800	362,500	400,800	
47	216,900	252,200	289,400	319,300	363,700	401,300	
48	218,100	253,600	291,000	320,900	364,800	401,700	
49	219,100	255,200	292,300	322,300	365,800	402,100	
50	220,100	256,600	293,900	323,600	366,800	402,400	
51	221,000	258,000	295,200	324,800	367,800	402,700	
52	222,000	259,300	296,800	326,100	368,800	403,000	
53	222,500	260,400	298,100	327,200	369,600	403,300	
54	223,400	261,800	299,600	328,200	370,400	403,600	
55	224,100	263,200	301,000	329,300	371,300	403,900	
56	225,100	264,500	302,500	330,300	372,200	404,200	
57	225,800	265,400	303,600	330,800	372,700	404,500	
58	226,700	266,700	304,800	331,700	373,500	404,800	
59	227,400	268,000	306,000	332,500	374,300	405,100	
60	228,200	269,300	307,400	333,400	375,100	405,500	
61	229,100	270,200	308,700	334,200	375,500	405,700	
62	229,900	271,400	309,900	334,500	376,200	406,000	
63	230,800	272,700	311,200	335,100	376,900	406,300	
64	231,900	274,000	312,400	335,800	377,600	406,600	
65	232,500	274,900	313,800	336,400	378,000	406,800	
66	233,300	276,000	314,600	337,100	378,600		
67	234,100	276,900	315,400	337,800	379,300		
68	234,900	278,000	316,200	338,500	379,900		
69	235,600	279,000	316,800	339,200	380,300		
70	236,300	280,000	317,500	339,700	380,800		
71	237,000	281,100	318,300	340,300	381,300		
72	237,600	282,200	318,900	340,900	381,800		
73	238,300	282,900	319,600	341,200	382,400		
74	239,100	283,600	319,800	341,800	382,900		
75	239,900	284,100	320,400	342,300	383,500		
76	240,600	285,000	321,000	342,900	384,100		
77	241,100	285,800	321,600	343,400	384,700		
78	241,700	286,400	322,100	343,900	385,200		
79	242,300	287,000	322,600	344,400	385,700		
80	242,900	287,600	323,100	344,800	386,200		
81	243,200	288,300	323,700	345,100	386,500		
82	243,600	288,800	324,200	345,400	387,000		
83	244,000	289,200	324,600	345,800	387,400		
84	244,400	289,600	325,100	346,100	387,800		
85	244,700	289,800	325,600	346,600	388,200		
86		290,000	326,000	346,900			
87		290,200	326,200	347,200			
88		290,400	326,600	347,500			
89		290,800	327,000	347,900			
90		291,000	327,400	348,200			
91		291,200	327,800	348,600			
92		291,400	328,200	348,900			

93		291,800	328,500	349,300			
94		292,000	328,700	349,600			
95		292,200	329,100	349,900			
96		292,500	329,400	350,200			
97		292,900	329,600	350,500			
98		293,200	329,900	350,900			
99		293,400	330,200	351,400			
100		293,700	330,500	351,800			
101		294,000	330,700	352,300			
102		294,200	331,000	352,700			
103		294,400	331,400	353,100			
104		294,700	331,600	353,500			
105		295,000	331,700	354,000			
106			332,000	354,400			
107			332,400	354,800			
108			332,600	355,200			
109			332,800	355,700			
110			333,200				
111			333,600				
112			334,000				
113			334,200				
114			334,600				
115			335,000				
116			335,400				
117			335,600				
118			336,000				
119			336,400				
120			336,800				
121			337,000				
122			337,400				
123			337,800				
124			338,200				
125			338,400				
再任用職員	188,900	215,500	243,800	257,300	282,500	323,400	365,700

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	161,800	189,400	237,900	260,800	285,900	330,500	374,800
	2	163,200	191,500	239,700	261,800	287,700	332,600	377,400
	3	164,700	193,600	241,500	262,700	289,500	334,600	380,100
	4	166,100	195,600	243,300	263,800	291,400	336,800	382,700
	5	167,600	197,700	244,700	264,500	293,200	338,800	385,000
	6	169,100	200,000	246,000	265,500	295,000	340,900	387,400
	7	170,600	202,300	247,200	266,300	296,900	343,100	389,700
	8	172,100	204,600	248,500	267,300	298,700	345,200	392,000
	9	173,400	207,000	249,500	268,400	300,600	346,700	394,000
	10	175,100	208,400	250,600	269,200	302,500	348,700	396,100
	11	176,700	209,800	251,600	270,300	304,300	350,600	398,300
	12	178,200	211,100	252,500	271,500	306,200	352,700	400,600
	13	179,700	212,500	253,800	272,800	307,800	354,700	402,500
	14	181,700	214,000	254,900	274,100	309,400	356,800	404,500
	15	183,700	215,500	255,700	275,300	311,200	358,900	406,700
	16	185,800	216,700	256,700	276,700	313,000	360,900	408,900
	17	188,000	218,200	257,400	278,000	314,800	362,900	410,900
	18	190,100	219,700	258,300	279,400	316,400	364,900	413,100
	19	192,200	221,200	259,300	280,600	318,200	367,000	415,300
	20	194,300	222,700	260,200	282,000	319,900	369,100	417,400
	21	196,400	224,100	261,100	283,600	321,300	370,800	419,400
	22	198,600	225,800	262,100	285,300	322,800	372,900	421,300
	23	200,800	227,500	263,000	286,800	324,300	375,000	423,100
	24	203,000	229,200	264,000	288,200	325,800	377,000	425,000
	25	205,000	230,600	265,200	289,500	327,300	379,000	426,700
	26	206,300	232,300	266,500	291,300	328,700	380,600	428,300
	27	207,600	234,000	267,700	293,100	330,200	382,500	430,000
	28	208,900	235,700	268,900	294,800	331,800	384,400	431,600
	29	210,100	237,300	270,100	296,300	333,000	386,300	432,900
	30	211,300	238,700	271,600	297,900	334,500	388,000	434,200
	31	212,600	240,000	273,200	299,500	335,900	389,900	435,800
	32	213,800	241,100	274,600	301,200	337,400	391,700	437,300
	33	215,100	242,300	276,200	302,600	339,000	393,400	439,000
	34	216,400	243,400	277,700	304,100	340,500	395,100	440,600
	35	217,800	244,300	279,000	305,700	342,100	396,900	442,000
	36	219,100	245,400	280,300	307,300	343,600	398,600	443,400
	37	220,500	246,500	281,900	308,700	345,300	400,200	444,500
	38	221,900	247,600	283,300	310,100	346,900	401,900	445,800
	39	223,200	248,500	284,900	311,500	348,400	403,700	447,100
	40	224,600	249,600	286,300	313,100	350,000	405,500	448,500
	41	225,600	250,200	287,800	314,600	351,300	407,000	449,500
	42	227,000	251,200	289,300	316,000	352,800	408,500	450,200
	43	228,400	252,100	290,800	317,400	354,300	410,000	451,000
	44	229,800	253,000	292,400	319,000	355,700	411,300	451,700

45	231,000	253,800	293,700	319,900	357,300	412,400	452,600
46	232,400	254,800	295,100	321,300	358,300	413,500	453,300
47	233,700	255,700	296,600	322,700	359,800	414,600	454,100
48	235,000	256,700	298,100	324,200	361,100	415,800	454,900
49	236,000	257,700	299,300	325,300	362,500	417,100	455,600
50	237,100	258,900	300,600	326,700	363,900	418,300	456,300
51	238,100	260,100	301,800	328,000	365,200	419,500	457,000
52	239,200	261,300	303,200	329,300	366,600	420,600	457,800
53	240,300	262,400	304,600	330,700	368,100	421,800	458,600
54	241,400	263,900	305,900	332,100	369,300	422,800	
55	242,400	265,300	307,300	333,500	370,400	423,900	
56	243,400	266,700	308,700	334,800	371,600	425,000	
57	244,200	268,300	309,600	335,700	372,700	426,100	
58	245,200	269,900	310,800	337,000	373,600	426,600	
59	245,900	271,400	312,000	338,200	374,600	427,200	
60	246,900	272,900	313,400	339,500	375,600	427,600	
61	247,800	274,300	314,500	340,600	376,200	428,200	
62	248,800	275,800	315,800	341,500	377,000	428,700	
63	249,600	277,300	317,100	342,700	377,800	429,100	
64	250,600	278,600	318,400	344,000	378,600	429,600	
65	251,600	280,100	319,700	345,100	379,300	430,200	
66	252,600	281,600	321,000	346,300	380,000	430,600	
67	253,700	283,100	322,300	347,500	380,800	430,900	
68	254,600	284,700	323,600	348,600	381,500	431,200	
69	255,400	285,800	324,300	349,600	382,100	431,600	
70	256,500	287,300	325,400	350,600	382,700		
71	257,600	288,800	326,500	351,800	383,400		
72	258,800	290,200	327,400	352,900	384,000		
73	260,200	291,300	328,700	353,700	384,800		
74	261,500	292,700	329,400	354,800	385,300		
75	262,800	293,900	330,500	355,900	385,900		
76	264,000	295,200	331,700	357,000	386,400		
77	265,000	296,600	332,800	357,700	386,800		
78	266,100	297,900	334,000	358,500	387,400		
79	267,400	299,100	335,100	359,300	387,900		
80	268,600	300,400	336,300	360,000	388,200		
81	269,600	301,000	337,400	360,600	388,500		
82	270,600	302,200	338,500	361,100	389,000		
83	271,700	303,300	339,500	361,700	389,400		
84	272,800	304,500	340,600	362,200	389,700		
85	273,600	305,600	341,500	362,800	390,000		
86	274,500	306,800	342,500	363,300	390,500		
87	275,600	308,000	343,400	363,900	391,000		
88	276,700	309,100	344,400	364,400	391,400		
89	277,600	310,400	345,400	364,800	391,700		
90	278,500	311,600	346,200	365,200	392,100		
91	279,300	312,800	347,000	365,800	392,600		
92	280,300	314,000	347,800	366,300	393,000		

93	281,200	314,800	348,400	366,600	393,400
94	282,200	315,500	349,000	367,100	
95	283,100	316,200	349,700	367,500	
96	284,100	316,800	350,300	367,800	
97	284,900	317,500	350,700	368,400	
98	285,700	317,900	351,200	368,900	
99	286,300	318,500	351,700	369,400	
100	287,200	319,200	352,100	369,900	
101	288,000	319,600	352,600	370,500	
102	288,800	320,200	353,000	371,000	
103	289,600	320,800	353,500	371,500	
104	290,400	321,400	353,900	371,900	
105	291,100	321,800	354,200	372,500	
106	291,600	322,300	354,700	373,000	
107	292,100	322,800	355,100	373,500	
108	292,600	323,300	355,400	374,000	
109	292,800	323,700	355,900	374,600	
110	293,100	324,100	356,400	375,000	
111	293,300	324,400	356,900	375,500	
112	293,700	324,700	357,400	376,000	
113	294,000	325,100	357,900	376,600	
114	294,200	325,500	358,400		
115	294,600	325,900	358,900		
116	294,900	326,200	359,300		
117	295,200	326,400	359,700		
118	295,500	326,700	360,100		
119	295,800	327,100	360,600		
120	296,200	327,300	361,100		
121	296,500	327,500	361,500		
122	296,900	327,800	362,000		
123	297,200	328,100	362,500		
124	297,600	328,400	363,000		
125	297,800	328,600	363,300		
126	298,000	328,900	363,800		
127	298,300	329,300	364,300		
128	298,700	329,500	364,800		
129	298,900	329,600	365,100		
130	299,200	329,900			
131	299,600	330,300			
132	300,000	330,500			
133	300,200	330,800			
134	300,500	331,200			
135	300,900	331,600			
136	301,200	332,000			
137	301,400	332,300			
138	301,700	332,700			
139	302,100	333,100			
140	302,400	333,500			

	141	302,600	333,800					
	142	303,000	334,200					
	143	303,400	334,500					
	144	303,700	334,900					
	145	303,800	335,200					
	146	304,100	335,600					
	147	304,400	336,000					
	148	304,800	336,400					
	149	305,000	336,700					
	150	305,200	337,100					
	151	305,500	337,500					
	152	305,800	337,900					
	153	306,200	338,200					
	154	306,400	338,600					
	155	306,600	339,000					
	156	306,900	339,400					
	157	307,200	339,700					
再任用職員		235,400	255,800	263,000	273,200	289,600	326,800	371,300

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	150,800	225,000	269,800	318,900	356,000
	2	152,100	226,700	271,600	320,900	358,300
	3	153,400	228,200	273,400	323,000	360,500
	4	154,700	229,600	275,200	325,100	363,000
	5	155,800	230,900	276,500	327,300	365,100
	6	157,300	232,600	278,400	329,200	368,200
	7	158,900	234,300	280,200	330,800	371,400
	8	160,400	235,800	282,000	332,500	374,300
	9	161,700	237,300	283,400	334,000	377,200
	10	163,200	239,000	286,000	336,300	380,300
	11	164,700	240,800	288,200	338,600	383,400
	12	166,300	242,500	290,400	341,100	386,500
	13	167,700	244,100	293,000	343,200	389,300
	14	169,400	245,900	295,600	345,500	392,000
	15	171,100	247,700	297,800	347,800	394,800
	16	172,800	249,400	300,200	350,200	397,500
	17	174,400	251,200	302,400	352,700	400,300
	18	176,400	253,100	304,600	355,200	402,300
	19	178,300	255,000	306,800	357,600	404,300
	20	180,200	256,600	308,900	360,000	406,400
	21	181,900	258,200	310,900	362,400	407,900
	22	183,700	259,600	312,100	364,800	409,800
	23	185,600	261,100	313,200	367,000	411,600
	24	187,400	262,800	314,400	369,300	413,600
	25	190,700	264,400	315,700	371,500	415,100
	26	192,800	266,300	317,300	373,900	416,700
	27	195,000	268,000	318,900	376,300	418,600
	28	197,200	269,600	320,500	378,600	420,300
	29	199,300	270,800	321,800	380,700	421,300
	30	201,200	272,600	323,400	382,800	422,900
	31	203,100	274,200	325,000	385,100	424,400
	32	205,000	275,800	326,700	387,200	426,000
	33	206,800	277,300	328,300	388,900	427,600
	34	208,400	278,700	329,900	390,600	428,900
	35	210,000	280,200	331,200	392,200	430,200
	36	211,600	281,600	332,700	394,000	431,400
	37	213,200	282,900	334,200	395,600	432,600
	38	214,800	284,300	335,800	397,000	433,600
	39	216,200	285,500	337,400	398,500	434,600
	40	217,800	286,800	338,800	400,000	435,600
	41	219,000	288,400	340,200	400,600	436,000
	42	220,400	289,700	341,600	401,900	436,600
	43	221,800	291,000	343,100	403,100	437,300
	44	223,100	292,300	344,600	404,500	438,000

45	224, 100	293, 800	346, 000	405, 900	438, 600
46	225, 500	295, 100	347, 400	407, 300	438, 900
47	226, 900	296, 400	348, 800	408, 700	439, 500
48	228, 300	297, 700	350, 200	410, 000	440, 100
49	229, 600	298, 700	351, 200	411, 300	440, 400
50	230, 900	299, 900	352, 600	412, 200	441, 100
51	232, 300	300, 900	353, 900	413, 100	441, 800
52	233, 700	302, 200	355, 300	414, 000	442, 500
53	235, 000	303, 500	356, 600	414, 200	443, 100
54	236, 500	304, 500	358, 000	414, 600	443, 800
55	237, 900	305, 500	359, 300	415, 100	444, 500
56	239, 200	306, 400	360, 700	415, 600	445, 100
57	240, 300	307, 500	361, 400	416, 000	445, 500
58	241, 200	308, 500	362, 600	416, 200	446, 200
59	241, 900	309, 600	363, 700	416, 800	446, 900
60	243, 000	310, 600	365, 000	417, 300	447, 600
61	243, 700	311, 500	366, 100	417, 600	448, 000
62	245, 000	312, 400	366, 700	418, 300	448, 300
63	246, 100	313, 500	367, 200	418, 900	448, 600
64	247, 300	314, 500	367, 800	419, 500	448, 900
65	248, 100	315, 200	368, 200	420, 100	449, 100
66	249, 400	316, 100	368, 700	420, 700	449, 400
67	250, 600	316, 900	369, 200	421, 200	449, 700
68	252, 200	317, 900	369, 700	421, 800	450, 000
69	253, 200	318, 800	369, 900	422, 400	450, 200
70	254, 600	319, 500	370, 200	422, 900	450, 500
71	255, 900	320, 000	370, 600	423, 500	450, 800
72	257, 100	320, 700	370, 900	424, 100	451, 000
73	258, 200	320, 900	371, 400	424, 600	451, 200
74	259, 600	321, 400	371, 600	425, 200	
75	261, 000	321, 900	372, 100	425, 700	
76	262, 400	322, 200	372, 600	426, 300	
77	263, 400	322, 700	372, 900	426, 800	
78	264, 800	323, 100	373, 400	427, 400	
79	266, 000	323, 700	373, 900	428, 100	
80	267, 200	324, 300	374, 400	428, 700	
81	268, 200	324, 900	374, 900	429, 000	
82	269, 500	325, 300	375, 300	429, 600	
83	270, 700	325, 600	375, 800	430, 300	
84	272, 000	325, 900	376, 300	430, 900	
85	273, 000	326, 100	376, 700	431, 300	
86	274, 200	326, 400	377, 200	431, 800	
87	275, 200	326, 600	377, 600	432, 500	
88	276, 500	326, 900	378, 100	433, 200	
89	277, 800	327, 200	378, 600	433, 400	
90	279, 000	327, 500	379, 100		
91	280, 200	327, 700	379, 600		
92	281, 100	328, 000	380, 100		

93	282,000	328,200	380,400		
94	282,900	328,400	380,800		
95	283,800	328,800	381,300		
96	284,800	329,200	381,700		
97	285,600	329,400	382,200		
98	286,300	329,700	382,500		
99	286,900	330,100	383,000		
100	287,500	330,500	383,400		
101	288,000	330,600	384,000		
102	288,600	330,800			
103	289,200	331,000			
104	289,700	331,300			
105	290,300	331,600			
106	290,900	331,900			
107	291,300	332,100			
108	291,800	332,400			
109	292,200	332,700			
110	292,500	333,000			
111	292,900	333,300			
112	293,200	333,600			
113	293,400	333,800			
114	293,700				
115	294,100				
116	294,400				
117	294,600				
118	295,000				
119	295,400				
120	295,800				
121	296,000				
122	296,200				
123	296,400				
124	296,700				
125	297,100				
126	297,400				
127	297,600				
128	297,800				
129	298,100				
再任用職員	229,900	231,900	280,100	321,000	349,800

備考

この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第6条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	396,000
2	456,000
3	517,000
4	597,000
5	694,000
6	792,000

第6条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

別記第3

第7条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	534,000
5	609,000
6	711,000
7	831,000

人事管理に関する報告

1 仕事と家庭生活の両立支援

誰もが活躍できる社会の実現に向けて、子育てや家族等の介護を行う職員が安心して仕事ができる環境の整備や働き方の見直しは、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも、重要な取組である。

本県では、従来から、国、他の都道府県の状況等を踏まえながら仕事と家庭生活の両立支援にかかる制度の充実・整備を図ってきている。

(1) 育児や介護と仕事との両立支援

本年から、新たに、介護休暇の分割取得や介護時間を導入したほか、育児休業等の対象に法律上の親子関係に準ずる関係のある子を養育する場合も加えるなど制度が拡充され、職員の事情に応じた働き方の選択肢がさらに広がっている。

一方で、こうした制度の充実・整備を意味あるものにするために、職員が制度を利用しやすい環境整備もまた求められている。

各任命権者のこれまでの制度周知や意識啓発等の利用促進に向けた取組によって、育児休業、部分休業、子の看護休暇等子育て支援のための制度の利用が定着してきていることがうかがえる。また、男性の育児休業については、昨年度、知事部局において初めて取得率が10%を超え、警察本部においても、近年なかった育児休業を取得する者があるなど、各任命権者の取組の成果がうかがえる。

男女を問わず子育てや家族等の介護を行う職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って仕事ができるようにするためには、家庭における男女の役割分担に関する意識の変革や性差を意識しない働き方への変革も重要な要素であり、各任命権者では女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に基づき策定した特定事業主行動計画について次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき策定した特定事業主行動計画と一体的な運用を図るなど、さらなる取組を進めていくことが大切である。

(2) 不妊治療と仕事との両立支援

本年、人事院は公務員人事管理に関する報告の中で、不妊治療への支援について、政府において不妊治療と仕事の両立に関する民間実態調査等が行われることとされていることに触れ、人事院としても民間の状況等を注視していく旨の言及を行った。本年度、他の都道府県における不妊治療のための休暇制度の状況について調査したところ、7県が制度を有しており、近年、全

国の地方自治体において不妊治療と仕事の両立を支援するための休暇制度を導入する動きが見られている。

本県においても人材確保や働きやすい職場環境の整備などの観点を踏まえ、国や他の地方公共団体、民間の状況等を注視し、必要に応じて不妊治療と仕事の両立支援策の検討を行うことが求められる。

＜育児休業の新規取得状況＞

単位：人

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
知 事 部 局	61(2)	50(5)	56(7)	66(19)
教 育 委 員 会	125(6)	109(7)	103(6)	148(4)
警 察 本 部	9(0)	14(0)	13(0)	15(1)

(注) () 内は男性職員取得者数で内数である。

＜男性の育児休業取得率＞

単位：%

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
知 事 部 局	3.9	4.9	6.8	15.9
教 育 委 員 会	7.2	3.9	3.2	3.8
警 察 本 部	0	0	0	1.1

(注) 育児休業を取得可能な職員の内、年度内に実際に育児休業を取得した職員の割合である。

＜子の看護休暇の取得状況＞

単位：人

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
知 事 部 局	397(220)	422(318)	436(243)	476(277)
教 育 委 員 会	329(168)	329(168)	341(162)	382(180)
警 察 本 部	47(24)	73(48)	118(81)	117(86)

(注) () 内は男性職員取得者数で内数である。

2 時間外勤務の縮減対策

仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率向上、さらには人材確保の観点から、時間外勤務の縮減は重要な課題であり、各任命権者においては、それぞれの状況に応じて時間外勤務の縮減に取り組んでいる。

知事部局においては、昨年は鳥取県中部地震などの災害対応業務が生じたこともあり、近年、時間外勤務がやや増加傾向にあることを踏まえ、本年度から新たに「働き方改革プロジェクトチーム」を設置し、チーム内に設置した「県庁仕事見直し隊」により、時間外勤務の多い職員に担当業務の効率化策等を助言・提案するなど、時間外勤務削減に向けてより具体的な取組を行っている。

教育委員会においては、教員の多忙解消及び負担の軽減を目的として平成25年度から取り組んできた「教職員いきいき！プロジェクト」の取組に加え、新たに「学校業務カイゼン活動推進検討会」を設置し、部活動にかかる教員の負担軽減などの取組の一層の推進を図っている。警察本部においては、近年、他の任命権者における取組等を参考としながら、電子決裁システム、時

間外勤務管理システムの導入、特例勤務制度の導入、ワークライフバランス等推進チャレンジ期間の設定等、厳正な勤務管理の徹底と職員の意識改革に向けた取組に力を入れており、近年、職員1人当たりの年間時間外勤務時間数が大きく減少している。

各任命権者は、少子高齢化の進展を背景として国が進める働き方改革において、今後、労働基準法が改正され、時間外勤務の上限規制が導入される見込みであることも踏まえながら、引き続き時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。

時間外勤務の縮減にあたって、各所属の管理職員にあつては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、必要な指示を行うとともに、週休日や勤務時間の割振り変更等の制度を積極的かつ的確に活用するほか、職員の業務分担の変更による平準化、廃止を含めた業務の見直し及び効率化、職場のコミュニケーションの活性化等所属におけるマネジメントに努め、職員に不要不急の時間外勤務を行わせないことが重要である。

また、任命権者にあつては、各所属の時間外勤務の実態把握と要因分析に努め、個々の状況に即して、適宜改善のための指導・助言等を行うとともに、必要に応じ人事面での措置を講ずるなど継続して各所属の下支えをしていくことが重要である。

加えて、時間外勤務の縮減のためには、勤務実態の正確な把握が不可欠である。ICカード職員証などの情報技術（以下、この項において、「システム」という。）を活用した客観的な出退勤管理又は勤務時間管理が行われていない職場においては、速やかにシステムを整備する必要があるとともに、システムが整備されるまでの間は、その他の方法により、勤務実態の正確な把握に努める必要がある。なお、システムへの出退勤等の時刻の登録が不正確に為されれば、勤務実態の正確な把握というシステム活用の意義を失いかねないことから、各所属の管理職員にあつては、職員によるシステムへの出退勤等の時刻の登録が適確に行われるよう取り組む必要がある。

学校現場においては、公立学校の教員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の時間外労働における割増賃金の規定の適用が除外されているものの、労働基準法第32条などの労働時間に係る規制は適用されていること、平成13年に厚生労働省が策定した「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」は公立学校にも適用され、始業、終業時刻を確認し記録することなどが求められること、などを踏まえながら校長等がリーダーシップを十分に発揮し、適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

本委員会としても、労働基準法第36条第1項に規定する協定の遵守に関する指導などを通じて、労働基準法の趣旨を踏まえた適切な勤務時間管理等が行われるよう引き続き取り組んでいく。

＜職員 1 人当たり年間時間外勤務時間数＞

単位：時間

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
知 事 部 局	148	160	148	151	180
うち本 庁	182	198	204	210	242
地方機関	118	115	110	103	130
教 育 委 員 会	133	136	130	134	132
うち事務局	166	180	167	167	161
高等学校	81	71	78	90	83
特別支援学校	77	87	80	72	66
警 察 本 部	470	498	430	379	259
うち本 庁	475	461	377	342	193
本庁以外	467	520	462	401	298

(注) 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。

3 労働災害の防止

本委員会は、各職場における労働安全に関する各種規制の遵守状況を確認し、不備が見られる職場については改善を促すなどの取組を行っている。昨年度は労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）を115の職場に対して実施し、不備が見られた3の職場については文書により改善を促すなどの指導を行った。

任命権者は労働災害の防止を図るに当たっては、単なる法令遵守にとどまらず、安全で快適な職場環境の実現と労働条件の改善に継続して取り組んでいかなければならない。具体的には、労働災害防止に係る職員の意識の啓発を図るとともに、衛生管理者による職場巡回により日頃から危険因子の発見や各種法令の遵守状況の確認に努めるなど、安全確保のための活動の定着を図ることが重要である。

なお、労働災害が発生した場合には、速やかにその原因を詳細に分析検討して、再び同種の災害が発生しないように具体的な対策を講じて、徹底する必要がある。

衛生委員会については、労働災害の防止のみならず、長時間労働や健康管理対策、職場環境等を含めて幅広く議論することで、職員一人ひとりの意識を高め、具体的な活動参画を促進する重要な機会となることから、これまでも法的義務の有無にかかわらず設置、開催することが望ましい旨言及してきたところである。既に、各任命権者においては、法的義務の有無にかかわらず衛生委員会又はこれに準ずる会議の開催に取り組まれているところであるが、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第23条において衛生委員会は「毎月一回以上開催するようにしなければならない。」と規定されていること、また同規則第23条の2において「委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。」と規定されていること等を踏まえ、今後とも、より一層積極的な取組が広がることを期待する。

4 職員の健康保持

職員の健康保持は、職員やその家族にとって重要なことであることはもちろんのこと、公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも極めて重要な課題であり、各任命権者は、職員の心身にわたる健康の保持に努める必要がある。

そのためには、まず、健康障害を未然に防止することが重要であり、ICカード職員証等を活用した適切な勤務時間管理や相談しやすい職場づくり、長時間労働による健康障害や心の健康に関する職員の意識啓発等の取組を推進することが大切である。

(1) 長時間労働の是正

長時間労働が常態化している職場にあつては、管理職員が長時間労働の是正に向けた強い取組姿勢を持ち、例えば、衛生委員会の場等を活用するなどして、把握した労働時間のデータ等をもとに長時間労働の要因分析や課題の解消に向けた業務改善などの取組を検討し、着実に実施していくことが重要である。また、長時間労働は組織運営の問題であることから、任命権者においては、組織全体として業務量削減・合理化などに取り組むことが大切である。

職員を週40時間を超えて労働させた場合、その超えた時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められ、申出を行った職員に対しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8その他の規定により、医師による面接指導が事業主及び労働者双方へ義務付けられていることを踏まえ、確実に面接指導が実施されなければならない。また、長時間にわたる過重労働による健康障害の防止という趣旨に照らし、労働安全衛生法等の関係規定で定める対象者に止まらず、正規の勤務時間外における勤務が月80時間を超える職員などについても必要に応じて医師による面接指導を実施するよう努める必要がある。

なお、医師の面接指導等を実施した場合には、必要に応じて事後措置や改善策を講じていくことが肝要である。

また、本年6月に労働安全衛生規則が一部改正され、週40時間を超えて労働させた場合に、その超えた時間外が月100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報の産業医への提供が義務づけられていることについても留意する必要がある。

(2) メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関し、長期療養者に占める精神疾患の割合は総じて高く、メンタルヘルス対策の取組は欠くことができない。

各任命権者においては、職員の健康保持を重要課題ととらえて未然予防から再発予防まで体系的な職員のメンタルヘルス対策が行われており、メンタ

ルヘルス等に関連した各職場への出前講座の実施、専任の相談員による心の健康相談の実施などの取組が進められている。

心の健康の保持増進のためには、ストレスの状態に職員自らが早期に気づき、これに対処していくことが重要であるが、ストレスの内容、程度によっては、職員個人の力では対処できないものもあることから、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が求められる。このため、平成27年から、改正労働安全衛生法により従業員数50人以上の事業場を実施が義務づけられたストレスチェックなどを有効に活用し、過重なストレスを感じている職員に対しては、周囲、特に管理職員が職員個人の状態を注意深く捉え、人事上の措置も含めて適時的確に最大限のサポートを行い、ストレスの軽減を図るなど、メンタルヘルスケアの充実に努めることが必要である。

また、各任命権者においては、心の健康についての誤解や偏見をなくすなど解決すべき問題が存在していることにも十分留意し、継続的に正しい知識の普及・啓発を図っていく必要がある。

このほか、長期の休職者に対しては、各任命権者が定めている職場復帰支援プログラムを着実に実施するとともに、職場復帰訓練などを行う際には、専門家による支援体制を充実し、訓練対象者の状況に合わせて柔軟な対応を行うなど休職者が安心して復帰できるよう、復職後の支援も含めた職場全体によるサポート体制の充実が重要である。

<時間外の勤務が1ヶ月に100時間を超えた職員の状況>

単位：延べ人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
知 事 部 局	116(7)	71(4)	123(10)
教 育 委 員 会	142(30)	227(41)	288(37)
警 察 本 部	747(83)	524(111)	64(42)

- (注) 1 教育委員会については県費負担教職員を含まない。
 2 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務等に従事した時間数が100時間を超えた教員の数を含む。
 3 ()内は、うち産業医等の面接を受診した人数である。

<在職死亡者及び長期療養者の状況>

単位：人

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
知 事 部 局	在職死亡者	2	4	2	3
	長期療養者	73(2.6%)	64(2.3%)	65(2.3%)	61(2.2%)
	うち精神疾患	34(1.2%)	39(1.4%)	38(1.4%)	42(1.5%)
教 育 委 員 会	在職死亡者	3	4	4	4
	長期療養者	112(1.9%)	118(2.0%)	108(1.8%)	80(1.4%)
	うち精神疾患	68(1.1%)	55(0.9%)	62(1.1%)	48(0.8%)
警 察 本 部	在職死亡者	3	0	0	1
	長期療養者	29(2.0%)	29(2.0%)	27(1.8%)	27(1.9%)
	うち精神疾患	13(0.9%)	13(0.9%)	12(0.8%)	12(0.8%)

- (注) 1 長期療養者数は病気等による休業期間が通算30日以上ある者である。
 2 ()内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

<健康相談件数の状況>

単位：件

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
知 事 部 局	980	818	1,643	2,002
うちメンタルヘルス相談	440(44.9%)	278(34.0%)	1,280(77.9%)	1,689(84.4%)
教 育 委 員 会	374	482	451	460
うちメンタルヘルス相談	363(97.1%)	429(89.0%)	332(73.6%)	310(67.4%)
警 察 本 部	737	599	806	780
うちメンタルヘルス相談	81(11.0%)	100(16.7%)	132(16.4%)	79(10.1%)

- (注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。
- 2 () 内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。
- 3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

5 良好で働きやすい職場環境の確保

良好で働きやすい職場環境の確保は、職場全体の士気や業務効率等の観点から、本県においても重要な課題である。

各任命権者においては、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止に向けた要綱等が策定され、職員への啓発、相談体制の整備などの対策が講じられているほか、職員研修にもハラスメントに関するものを取り入れるなど、防止、解消に向けた取組が進められている。

昨年、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）等が改正され、本年から、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由として、上司・同僚等による不適切な言動等の就業環境を害する行為を防止するために必要な措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなった。また、男女雇用機会均等法に基づき厚生労働省が示しているいわゆるセクハラ指針において、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクハラに当たり許されないことが明記された。

このような状況を踏まえ、各任命権者においては、必要な要綱等の見直しや、職場全員がハラスメントに対する理解を一層深めることができるよう研修等を充実するとともに、ハラスメントが潜在化しないよう実態や課題をより客観的かつ公正・的確に把握し、また、一層適切な対応が講じられるよう必要な防止、さらには対策のためのハラスメント防止委員会の設置など体制づくりのほか、実効性のある取組を行うよう、引き続き改善、充実に努めていく必要がある。

特に、管理職員にあっては、職場内の人間関係に気を配るとともに、自らの言動が職場環境や雰囲気左右し、職員に大きな影響を及ぼす要因となり得ることを自覚し、日頃から、自らも含めて職場全体のコミュニケーションの円滑化を図り、職員が相互に信頼し認め合い、業務にやりがいを持って意欲的に取り組むことができるようにすることを念頭におきながら、職場環境を良好に保つよう努めることが重要である。

6 高齢期の雇用問題

公的年金支給開始年齢の65歳への段階的引き上げに伴い、雇用と年金の確実な接続は、官民を問わず大きな課題となっている中、国家公務員の雇用と年金の接続のための措置については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、現行の再任用の仕組みにより、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、定年退職する職員が希望する場合には、任命権者は再任用を行うこととされている。また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」においては、生涯現役社会の実現を目指すため働き方改革の取組を速やかに実行していくこととされており、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」とされている。

一方、地方公務員については、平成25年3月の総務副大臣通知により、同閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講じることとした上で、具体的には、年金支給開始年齢に達するまで、希望する職員を再任用することとされたものの、今後、国家公務員に係る検討に併せて、国において雇用と年金の在り方について制度を改めて検討することとされている。

本県の平成28年度定年退職者のうち、県での再雇用を希望した者の割合は約4割、そのうちフルタイムでの再任用のみを希望した者の割合は約4割であった。各任命権者においては、定年退職者のうち県での任用を希望する者について、再任用又は非常勤の職員として再雇用に努めているところであるが、平成25年3月の総務副大臣通知の趣旨を踏まえ、本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、さらに、国の動向を注視しながら、今後の退職から年金支給開始までの期間の長期化に伴う再任用希望者の増加を見据えて雇用と年金の接続が確実に行われるよう引き続き取り組む必要がある。

また、再任用職員の給与の在り方については、本年の人事院の給与報告において、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、政府における定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくとされており、本委員会としても、引き続き国の動向を踏まえながら、再任用職員の適切な給与水準について検討していくこととする。

7 非常勤職員等の勤務条件

現在、公務においては、行財政改革を進める一方で、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ、非常勤職員・臨時的任用職員（以下「非常勤職員等」という。）といった多様な任用・勤務形態を活用することが必要不可欠である。これらの職員については、その数が増加してきた中で、公務の担い手として欠くことのできない存在になっている。

このような状況を背景に、本年5月、特別職の任用や臨時的任用の厳格化等を目的として地方公務員法等が改正され、平成32年度から新たに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の制度を導入することや、当該職員には期末手当を支給できることなどが法律に規定された。

本県においては、既に一般職の非常勤職員の任用が行われているところであるが、このたびの法改正の趣旨を踏まえ、平成29年8月の総務省通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について」の内容に留意しながら、非常勤職員等の勤務条件等の現状について点検し、必要な対応を行う必要がある。

また、本年の人事院の公務員人事管理に関する報告では、非常勤職員の休暇について、民間における同一労働同一賃金の議論等を踏まえ、慶弔等に係る休暇について検討を進めるとされており、本県においても、非常勤職員等の休暇について、国、他の地方公共団体や常勤職員との均衡を考慮しながら、必要に応じて見直し等を検討することが求められる。

8 障がい者の雇用

障がい者の雇用については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が平成28年度から施行され、障がい者にとって利用しにくい制度等の社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供が義務づけられた。本県においては、既に平成27年度から、職員採用試験において視力障がい者のための点字試験を実施しているほか、平成28年度からは従来の身体障がい者を対象とした採用試験に加え、知的障がい者や精神障がい者を対象とした採用試験も行っている。

各任命権者とも、法定雇用率を達成している状況ではあるが、引き続き障がい者雇用に係る取組について点検し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要である。

9 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の職務の級の位置付けや昇給など、給与等の処遇に直接関わる制度を適切に整備して運用することは、行政サービスの質の向上に必要な職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図る上で重要な意味を持っている。また、制度の運用に当たっては、職員の能力・実績を的確に評価し、これに基づき公正に処遇に反映していくことが重要であり、職員の人事配置及び昇任管理等について、職員の能力・適性に基づき公正に行うことが肝要になる。

昨年施行された改正地方公務員法において、人事評価制度が導入され、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが明記された。各任命権

者においては、評価制度の検証や評価者の評価能力向上に向けた研修等の取組を継続的に進めるなど、制度や評価そのものに対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いながら、的確性・納得性を向上させていく必要がある。また、平成18年のいわゆる「わたり」の廃止により年功的な昇任管理から能力・実績に基づく任用制度へ移行した趣旨を踏まえながら、職員の能力・実績等を的確に把握し、必要に応じ適切な制度設計及び運用のための取組を更に進める必要がある。

また、働き方の見直しにおける長時間労働の是正や、休暇・休業等の取得促進、フレックスタイム制の導入など多様で柔軟な働き方の推進を踏まえ、管理職員には、部下職員の勤務時間の長短にとらわれず、勤務時間帯が異なる職員にあっては業務の遂行状況等をより一層適切に把握し、能力・実績を適正に評価することが求められる。

一方、限られた人的資源の下で公務能率の維持・向上を図るためには、例えば、育児や介護、病気等により現に働き方に制約がある職員や、これらのために一時的に職務から離れ、ある時期において必要な業務を経験できなかった職員であっても、それぞれの事情や能力・実績等に応じて十分に活躍できるよう、人事配置に当たって、本人の意向等を踏まえながら、幅広く業務経験を積むことができるよう配慮するなど、より柔軟な人事管理が求められる。